

わらしこ保育園における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

令和2年12月23日現在

対象者	症状・状況	対応	詳細	登園の目安 (全項目を満たすこと)
園児本人	A:コロナの最もよくある症状 ・発熱(37.5℃以上) ・乾いた咳 ・激しい倦怠感(体のだるさ、機嫌が悪い、元気や食欲がない) ・味覚、嗅覚障害 B:コロナの時折ある症状 ・喉の痛み、頭痛 ・下痢 ・結膜炎 ・皮膚疾患等	A症状が発症した日(または夜発症した場合は翌日)は、登園せず 保育園に連絡してから受診してください B症状等が発症した場合お知らせください(登園は可能ですが早めの受診をお願いします) 医療機関受診後、コロナを疑う場合1週間自宅待機 (検査や治療は医師の指示通り)	・症状があれば必ず1週間自宅待機というものではありません ・医療機関を受診し、コロナ以外の診断名がつけばその診断名に合わせた対応になります(保育園の手引きをご確認ください) ・コロナの疑いを否定できない場合や医者から「数日様子を見ましよう」等の場合、感染力が強い発症から7日間までは特に注意するという目的で1週間の自宅待機としています	・症状消失 ・38℃以上の場合は解熱後24時間経過(解熱剤を使用していない場合) ・医者の許可 ※コロナを疑う場合は1週間自宅待機後、または医療機関でコロナを否定できた後
	・同居の家族がコロナ陽性 ・濃厚接触者として判定	・登園停止 ・保健所に指示を仰ぐ ・保育園に連絡 ・濃厚接触者として14日間の健康観察(自宅待機) ・保健所が指示する検査	いつから起算して14日間の健康観察に当たるのかについては、保健所に確認してください(患者の感染可能期間の最終暴露日から14日間の健康観察)	・保健所の許可
	・コロナ感染(陽性)	・登園停止 ・保育園に連絡(保育園から市役所に報告) ・保育園で記録等の準備 ・施設消毒(保健所の指示)	施設消毒および感染拡大防止のため自治体から休園措置を要請される場合があります	・保健所、医者の許可
園児の家族	同居の家族が A:コロナの最もよくある症状 ・小学校3年生以下の発熱(38.0℃以上) ・小学生4年生～大人・高齢者の発熱(37.5℃以上) ・乾いた咳 ・激しい倦怠感(体のだるさ、機嫌が悪い、元気や食欲がない) ・味覚、嗅覚障害 B:コロナの時折ある症状 ・喉の痛み、頭痛 ・下痢、結膜炎、皮膚疾患等	左記のA症状が発症した日(または夜発症した場合は翌日)は登園をお控えください B症状等が発症した場合お知らせください(登園は可能です) 医療機関受診後、コロナを疑う場合1週間自宅待機 (検査や治療は医師の指示通り)	・症状があれば必ず1週間自宅待機というものではありません ・園児やご家族の健康・安全かつ保育園全体の安全配慮のため、対応について相談させてください	・当該園児に症状がないこと ※症状のある家族にコロナを疑う場合は1週間自宅待機後、または医療機関でコロナを否定できた後
	・同居の家族が濃厚接触者として判定	濃厚接触者家族として検査結果が出るまで自宅待機をお願いします 保育園にご連絡ください(検査結果後、いつから登園するかはご家族の症状に合わせて相談させてください)	・濃厚接触者のご家族の行動を制限する法的な決まりはありません ・園児やご家族の健康・安全かつ保育園全体の安全配慮のため、対応について相談させてください	・当該園児に症状がないこと ・保育園と相談した自宅待機期間終了後

※体調不良がある場合は家庭での子どもの様子を詳しく教えてください

※当該園児(または症状がある家族)が受診した時に「当該園児(または家族)が保育園に通っていること」を医者に伝え、家の対応・登園の指示を仰いでください

※ご家族の看病にあたり「家庭内でご注意いただきたいこと」を可能な範囲で実行してください(別紙)

※このマニュアルの内容はあくまで目安とし、その都度相談させていただき、対応したいと考えています

※このマニュアルは感染状況に合わせて更新していきます